館山市所有者不明土地対策計画

館 山 市 令和6年1月

館山市所有者不明土地対策計画

令和6年1月11日 策定

1 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための施策に関する基本的な方針

(1) 背景·目的

近年、人口減少や高齢化等に伴い、低未利用土地や不動産登記簿だけでは所有者が 分からない土地(いわゆる所有者不明土地)が増加しています。これらの土地は適正 な管理が実施されないことで、防災・防犯・安全・環境・景観等の多岐にわたる問題 を生じさせるおそれがあります。

本市では、今後更なる増加が見込まれる所有者不明土地や低未利用土地に対して総合的かつ計画的な対策を講じていくため、「館山市所有者不明土地対策計画」を作成します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。)第45条第1項の規定による「所有者不明土地対策計画」であり、「所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化並びに土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針(令和4年法務省・国土交通省告示第1号)」に基づき作成するものです。

また、館山市空家等対策計画と連携を図りながら所有者不明土地・低未利用土地対 策に取り組みます。

(3) 取組方針

本市では、人口減少や高齢化に伴い、所有者不明土地の増加が見込まれます。所有者不明土地の発生を抑制するため、低未利用土地に対して、所有者による利活用や適正な管理の促進に取り組みます。

(4) 計画の対象

本計画で対象とする地域は、館山市全域とします。

対象とする土地は、所有者不明土地法第2条第1項に規定する所有者不明土地及び 土地基本法(平成元年法律第84号)第13条第4項に規定する低未利用土地としま す。

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、令和10年3月までの5年間とします。

2 低未利用土地の適正な利用及び管理の促進その他所有者不明土地の発生の抑制のために講ずべき施策に関する事項

低未利用土地を所有者不明土地にしないために、所有者による利活用や適切な管理を促します。

- 3 所有者不明土地の利用の円滑化等を図るための体制の整備に関する事項 所有者不明土地等対策には、庁内の多岐にわたる部署が関係することから、関係部 署で連携を図りながら本計画を推進します。
- 4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する普及啓発に関する事項 所有者不明土地・低未利用土地の利用の円滑化や管理の適正化を推進するため、土 地の利活用希望者や土地所有者に対して、適切に情報提供を行います。
- 5 その他所有者不明土地の利用の円滑化等を図るために必要な事項 本計画は、施策の進捗や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。